

辰巳法律研究所&リーダーズ総合研究所

# 民法☆実力診断テスト 試験問題

試験開始の合図があるまで開いてはいけません。

(注意事項)

- 1 問題は1ページから10ページまで10問あり、時間は30分です。
- 2 解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 3 答案用紙への記入およびマークは、次のようにしてください。
  - ア 氏名は必ず記入してください。
  - イ 受験番号および生年月日は、所定欄に横書きし、該当箇所をマークしてください。
  - ウ 択一式(5肢択一式)問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものを一つ選び、マークしてください。二つ以上の解答をしたもの、判読が困難なものは誤りとなります。

< 択一式(5肢択一式)問題の解答の記入例 >

問題1 日本の首都は、次のうちどれか。

- 1 札幌
- 2 東京
- 3 名古屋
- 4 京都
- 5 大阪

(正解) →

問題1	①	●	③	④	⑤
問題2	①	②	③	④	⑤
問題3	①	②	③	④	⑤
問題4	①	②	③	④	⑤
問題5	①	②	③	④	⑤

※本講座は、自己採点となります。

マークシートの提出はございません。

## 辰巳法律研究所



# 法令等 [問題1～問題10は択一式(5肢択一式)]

問題1 錯誤による意思表示に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア Aが自己の所有する土地をBに対して錯誤に基づいて売却した後、当該土地がさらにCに転売された場合、Aの錯誤取消しの主張が許されれば、Aはその錯誤取消しの主張を善意無過失のCに対しても対抗できる。

イ 表意者Aに重大な過失がある場合、相手方Bが錯誤について悪意であれば、Aは錯誤取消しを主張することができる。

ウ 主債務が商品購入を伴わない空クレジットから生じた立替金支払債務であることを知らずに連帯保証契約を締結した者は、当該連帯保証契約の取消しを主張することができる。

エ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤による取消しが認められるためには、少なくとも、当該基礎事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたことを要する。

オ 錯誤に基づいて意思を表示した表意者に重過失がある場合であっても、相手方は、その取消しを主張することができる。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ

問題 2 無権代理に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 無権代理行為の相手方は、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。
- 2 他人の代理人として契約をした者が、自己の代理権を証明することができなかった場合、相手方が、代理人として契約をした者に代理権がないことを知らないことについて軽過失があり、かつ、他人の代理人として契約した者が、自己に代理権がないことを知らなかったときは、他人の代理人として契約をした者は無権代理人の責任を負わない。
- 3 無権代理行為の追認は、遡及効を有しており、遡及効を否定する特約を締結することはできない。
- 4 無権代理人が民法 117 条により相手方に債務を負担していた場合において、無権代理人を相続した本人は、無権代理行為について追認を拒絶することができる地位にあったことを理由として、右債務を免れることができない。
- 5 AはBと、C所有の土地を目的物とする売買契約をCに無断でCの代理人として締結し、その契約後に、AがCから当該土地を譲り受けた場合、BがAに対し履行の請求をしているときは、BはAが当該土地を取得した時に、その所有権を取得する。

問題 3 不動産物権変動に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 被相続人Aが「甲土地を次男Bに相続させる」趣旨の遺言をして死亡し、相続が開始されたが、共同相続人である長男Cの債権者Dが、その債権を保全するため、Cに代位して甲土地につき相続登記をしてCの持分を差し押さえた。Bへの所有権移転の登記がなされていない場合であっても、Bは、Cの持分の取得をDに対して主張することができる。
- 2 被相続人Aの死亡による相続開始後、共同相続人B及びCのうちCが相続放棄をし、Bが甲土地を単独で相続したところ、Cの債権者Dが、その債権を保全するため、Cに代位して甲土地につき相続登記をしてCの持分を差し押さえた。Bへの所有権移転登記がなされていない場合であっても、Bは、Cの持分の取得をDに対して主張することができる。
- 3 AがBより甲土地に通行地役権の設定を受けたがこれについて登記をしていなかった場合において、BがCに対し甲土地を譲り渡したときは、甲土地がAによって継続的に通路として使用されていることが物理的状況から明らかであったならば、CがAの使用が無権原でされているものと認識しており、かつ、そのように認識するについてはAの言動がその原因となっていたとしても、Aは、当該地役権をCに対して主張することができる。
- 4 被相続人Aが、甲土地をBに遺贈する遺言をした後死亡し、相続が開始されたところ、相続人Cの債権者Dが、その債権を保全するため、Cに代位して甲土地につき相続登記をして差し押さえた。Bへの所有権移転の登記がなされていない場合でも、Bは、甲土地の所有権取得をDに対して主張することができる。
- 5 A所有の甲土地について、BおよびCが共同相続人であるところ、Bが単独所有権の移転の登記をし、これをBの債権者Dが差し押さえた場合、Cは所有権移転登記をしなければ、相続によって取得した自己の持分をDに対抗することができない。

問題 4 民法上の留置権と同時履行の抗弁権に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 留置権者が留置権を行使して、担保目的物の引渡しを拒絶している間は、被担保債権の消滅時効は進行しないが、双務契約の一方当事者が同時履行の抗弁権を行使して、債務の給付を拒絶している間は、当該債務と双務契約上牽連関係にある債権の消滅時効は進行する。
- 2 AがBに甲土地を売却した場合において、Bが売買代金の履行の提供をしたものの、Aがそれを受領しなかったときは、その後のBからの甲土地引渡請求に対し、Aはこれを拒絶するために、同時履行の抗弁権を主張することができるが、留置権を主張することはできない。
- 3 AがBに甲建物を売却した後、Bが代担保の供与をした場合、Bは、Aの留置権の消滅、同時履行の抗弁権の消滅のいずれも請求することができる。
- 4 Aは、Bに甲土地を売却した後、その売買代金債権をCに譲渡した。当該売買代金が支払われない場合、Aは、留置権または同時履行の抗弁権のいずれを行使しても、甲土地の引渡しを拒絶することができる。
- 5 建物賃借人が、賃貸借期間終了後に留置権または同時履行の抗弁権を主張して建物の明渡しを拒絶している間に建物の使用利益を得た場合、いずれの場合も、建物賃貸人に対して不当利得として建物の使用利益を返還する義務を負う。

問題 5 貸主が、複数人の借主との間で金銭消費貸借契約を締結し、それぞれの借主が、連帯債務者として等しい負担部分で金銭債務を負うこととされた場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 連帯債務者の一人について、連帯債務を発生させた消費貸借契約に意思無能力による無効の原因があった場合でも、他の連帯債務者の債務は無効とはならない。

イ 債権者は、連帯債務者の一人のみに対する債権を独立して他人に譲渡することができる。

ウ 連帯債務者の一人に対して債権者が有する債権が、転付命令によって第三者に移転した場合、他の連帯債務者に対する債権も移転する。

エ 連帯債務者の一人が債権者を相続した場合、連帯債務が混同により総債務者のために消滅するが、その連帯債務者は、自ら自己の財産をもって共同の免責を得たとはいえないので、他の連帯債務者に対して求償権を有しない。

オ 連帯債務者の一人のために時効が完成した場合、その連帯債務者の負担部分について、他の連帯債務者は、義務を免れる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

問題 6 債権譲渡に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア 将来発生すべき診療報酬債権を目的とする債権譲渡契約は、一定額以上が安定して発生することが確実に期待されるものを目的とする場合に限り、有効に成立する。

イ 債権者と債務者との間でされた債権の譲渡を禁止する特約に反して、債権者が債権を譲渡した場合、譲受人がこの特約の存在を知っていたとき、債務者は、譲受人からの債務の履行の請求を拒絶することができる。

ウ 債権譲渡制限特約の存在につき悪意の譲受人に譲渡された債権について、債務者が債務の履行をしない場合、譲受人が債務者に対して相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者は、当該特約をもって譲受人からの債務の履行請求を拒むことができない。

エ 債権譲渡制限特約の付された金銭債権が譲渡された場合、債務者において債権者である譲受人を確知することができなかつたことについて過失があるときは、債務者は、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することはできない。

オ 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対して、その意思表示をもって対抗することができる。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・エ



問題 7 契約の解除に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 AとBとの間の意思表示により、一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、Aが履行をしないでその時期を経過したときは、Bは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。
- 2 Aが特定物である動産をBに売却し、Bに引き渡した後、Aの債務不履行によりBに売買契約の解除権が発生したところ、Bの過失によりその動産を返還することができなくなった。この場合、Bは、自己が解除権を有することを知っていれば、解除権は消滅する。
- 3 Aは、Bから「特注の漆器を作成して欲しい。完成した漆器と引換えに報酬 100万円を支払う。」と頼まれて請け負い、特注の漆器を完成させて、A宅で保管していたところ、引渡期日前に、この漆器が焼失し、履行が不能となった。この不能につきAにもBにも帰責事由がない場合、Bは、この請負契約を解除することができない。
- 4 Aは、Bから「特注の漆器を作成して欲しい。完成した漆器と引換えに報酬 100万円を支払う。」と頼まれて請け負い、特注の漆器を完成させて、A宅で保管していたところ、引渡期日前に、この漆器が焼失し、履行が不能となった。この不能につきBに帰責事由がある場合、Bは、この請負契約を解除することができない。
- 5 家屋の賃貸借契約が、賃借人の責に帰すべき事由によって履行不能を生じた場合、賃貸人は、契約を解除しないで填補賠償請求をすることができる。

問題 8 目的物の契約不適合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものの組合せはどれか。

ア 引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ 引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ウ 契約内容不適合についての責任を買主が追及する場合、債務不履行に基づく損害賠償請求および解除を行うことはできない。

エ 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権または抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときであっても、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができない。

オ 売主は、買主の追完請求権に関する責任を負わない旨の特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実および自ら第三者のために設定しまたは第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題9 AB間で店舗用建物であるA所有の甲建物を月額40万円の賃料で賃貸する旨の契約を締結し、甲建物をBに引き渡した。その後、BはCに対して甲建物を月額50万円で転貸する旨の契約を締結し、甲建物をCに引き渡した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 BC間の転貸借契約がAの承諾なくして行われた場合、当該転貸借契約は無効である。
- 2 BC間の転貸借契約がAの承諾を得て行われた後、甲建物においてCに帰責事由なく雨漏りが生じた場合、Cは、Aに対し、修繕を請求することができる。
- 3 BC間の転貸借契約がAの承諾を得て行われた後、AB間の賃貸借契約が合意解除された場合、原則として、BC間の転貸借契約は当然に終了する。
- 4 BC間の転貸借契約がAの承諾を得て行われた場合において、AはCに対し、BC間の転貸料額である50万円を自己に支払うよう請求することができる。
- 5 Aの承諾のもと、BC間で転貸借契約が締結され、目的物が当該契約に基づいてBからCに引き渡された場合において、Cは、転貸料債権の弁済期前にBに対して50万円の転貸料を支払っても、これをAに対抗することができない。

問題 10 配偶者居住権に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なもの  
の組合せはどれか。

ア 被相続人が居住建物を配偶者以外の第三者と共有していた場合、原則として配偶  
者居住権を成立させることができない。

イ 配偶者は、「相続させる」旨の遺言によっても、配偶者居住権を取得することが  
できる。

ウ 配偶者は、配偶者居住権を有していても、居住建物ないしその敷地の固定資産税  
を支払う必要はない。

エ 配偶者居住権について、共同相続人間の協議によって、配偶者居住権の終期を定  
めることもできる。

オ 居住建物の一部について、配偶者居住権を設定することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ







# Readers⇔Leaders

---



辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6  
TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>  
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）